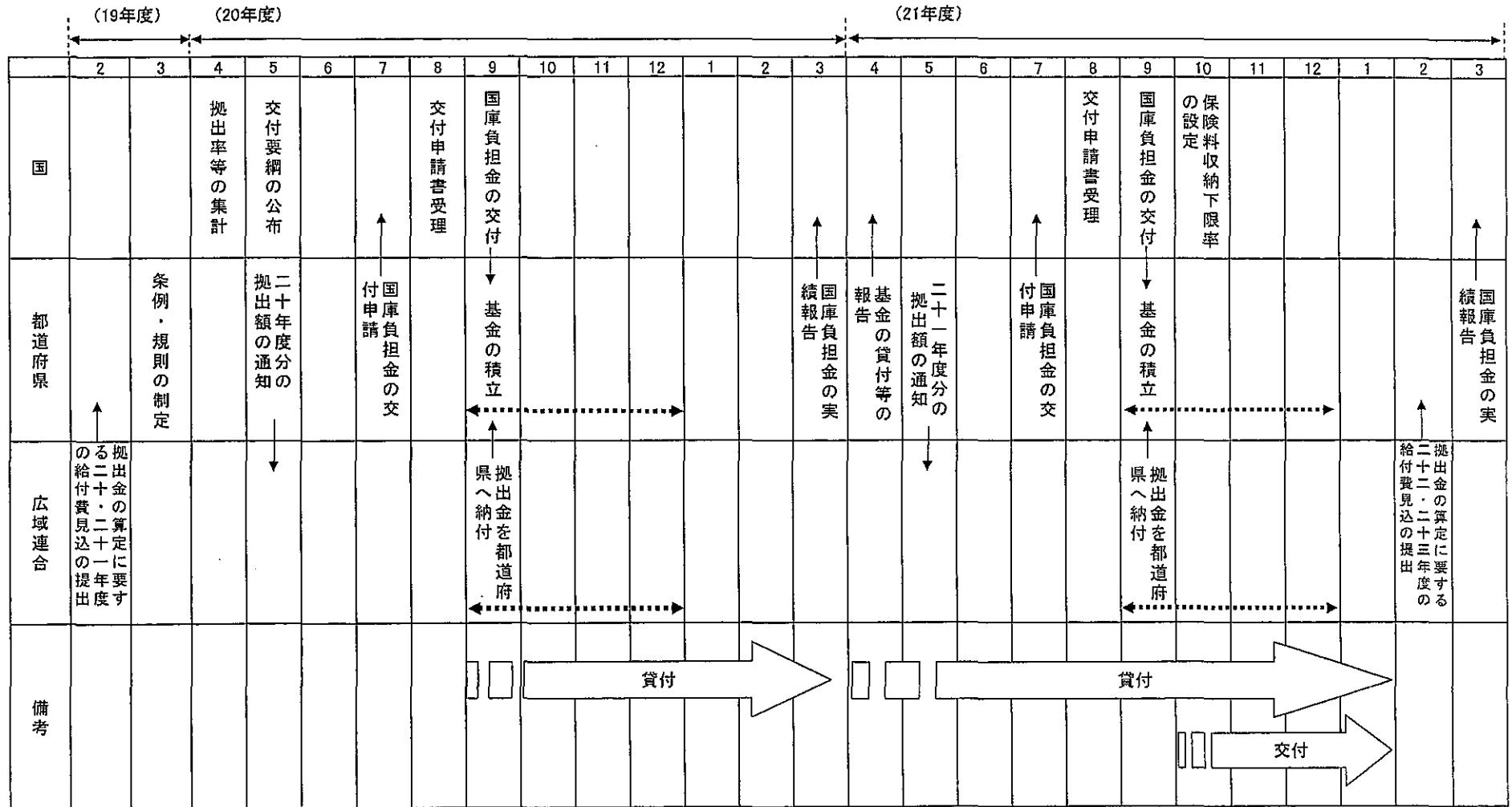


後期高齢者医療制度 財政安定化基金の今後の事務について



後期高齢者に係る医療費適正化事業
について

後期高齢者に係る医療費適正化事業について 【国庫補助を予定している取組】

- 後期高齢者の医療費適正化を推進するための基盤整備的な事業や特定の普及啓発活動について、広域連合の積極的な取組を支援するため、以下の事項について国庫補助を行う。
- 医療費通知、レセプト点検の実施などは、運営主体として当然に実施する事務であることから一般財源化を図ることとし、国庫補助は行わない。

<事業のメニュー>

1 レセプト点検専門員の研修

レセプト点検の効果を高めるため、点検専門員の資質の向上を図るための研修を実施する。

○国庫補助の考え方

国保連合会が開催する研修会等により、点検専門員の全員が研修を受けることとし、そのために必要な経費を補助する。

外部業者に点検業務を委託する場合であっても、当該経費について、補助対象とする。

2 介護保険との給付調整に係るレセプト点検

国保連合会の介護給付適正化システムにより、後期高齢者医療と介護保険の給付情報を突合した結果をリストに出力し、双方において給付調整に係るレセプト点検を効率的に実施する。

なお、当該システムについては、国保中央会において、後期高齢者医療との突合処理を可能とするようシステム開発を予定している。

(突合リスト作成の流れについては、別紙のとおり)

○国庫補助の考え方

国保連合会に委託して行う突合リスト作成のための、

- ・被保険者情報等初期データ登録業務
- ・レセプト情報の入力業務
- ・突合処理業務
- ・リスト出力、送付業務

等に必要な経費を補助する。

3 重複・頻回受診者等への訪問指導体制の強化

レセプト情報等により選定した重複・頻回受診者等に対して、保健師等により、適正受診の促進のための訪問指導を実施する。

実施にあたっては、指導対象者について指導票を作成・管理し、指導後の受診状況等を把握・分析することにより、体系的、効果的に実施する。

○国庫補助の考え方

広域連合において、直接保健師等を委嘱して実施する場合のほか、市町村等に委託する、または専門業者に委託する場合も補助対象とする。

また、実施にあたって、指導票の作成・管理及び指導後の受診状況の把握・分析に必要な経費について、基準額において相当の加算を行う予定である。

4 普及・啓発

後発（ジェネリック）医薬品の使用促進や、日頃から相談にのってもらえるかかりつけ医を持つことなど、今後の方向性として重要な視点ではあるが、十分に普及が進んでいない事項についての普及啓発を行うため、被保険者及びその家族を対象にパンフレットの送付、地域の老人クラブ等を活用した広報、シンポジウムや各種イベントの開催または参加による諸活動を実施する。

○国庫補助の考え方

一般的な制度の周知に係る普及啓発経費は対象としないが、併せて実施することは差し支えない。

5 医療保険者等の「意見を聞く場」の設置等

被保険者や各医療保険者等の意見を広く収集する場を設け、得られた意見等を後期高齢者医療制度の効果的な運営に反映させることにより、広域連合の保険者機能の充実・強化を図ることを目的とする。

○概要

広域連合において、以下に例示する人員構成により、懇話会、懇談会等の会合を設ける。

- 1 被保険者関係（老人クラブ連合会、婦人団体等）
- 2 医療保険関係（健保組合、健保協会、国保団体、健保連、国保連等）
- 3 医療関係（三師会、看護協会等）
- 4 学識経験者その他の関係者（都道府県等）

○国庫補助の考え方

会合の開催にあたり必要な資料作成費、会議費、委員等旅費を補助の対象とする。

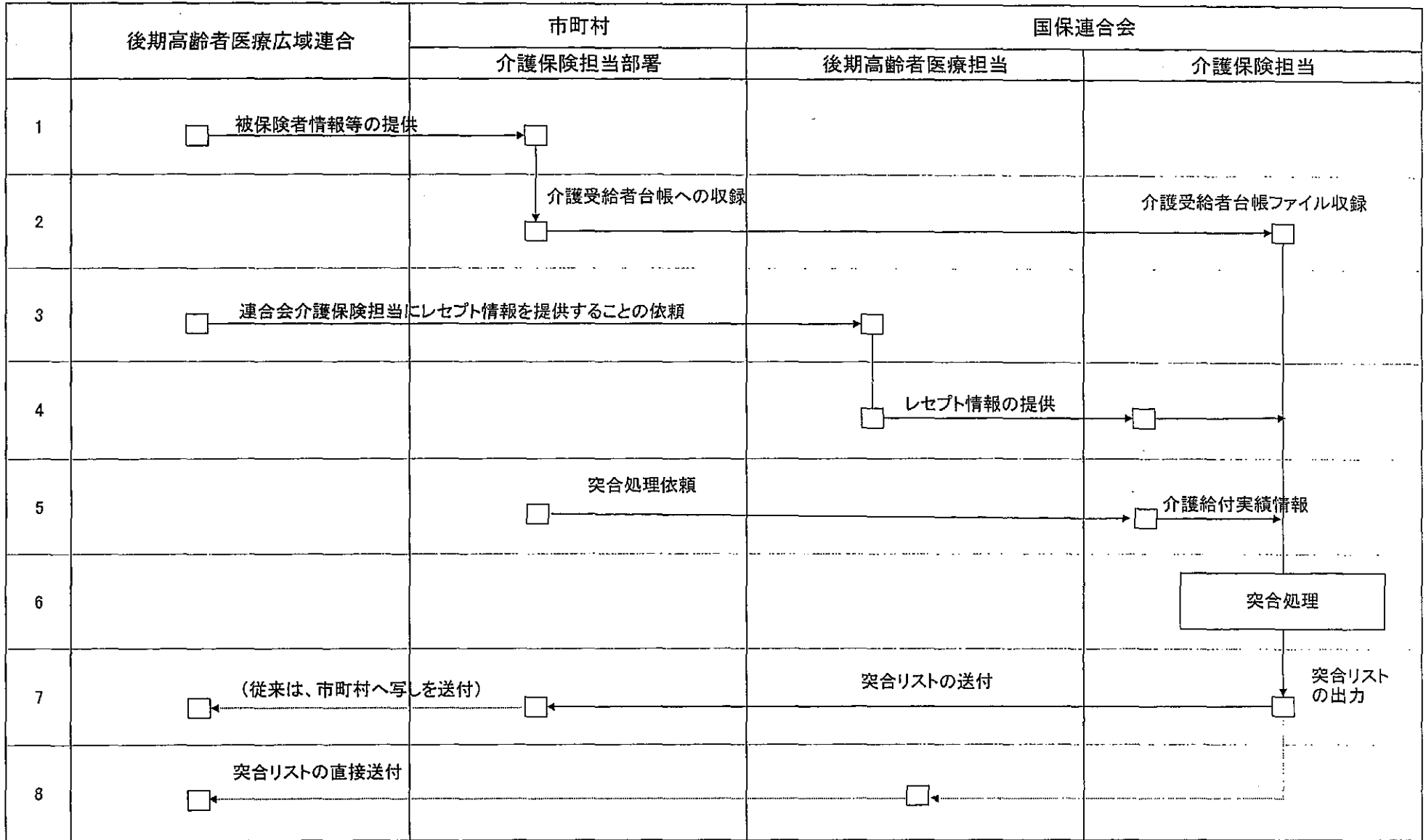
なお、広域連合において会合を設けず、保険者協議会等の場を活用して医療保険者等の意見を聞く場合に広域連合が負担する経費についても補助の対象とする。

また、人員構成について、上記「概要」にて例示した全ての関係者を含む必要はないが、医療保険関係者は必ず含めることとし、可能な限り幅広く参加されることが望ましい。

- * 補助金の交付にあたっては、平成20年度のなるべく早い時期に実施要綱を定めることとし、各広域連合において事業実施計画を策定、提出いただき、その内容により交付要綱を定める予定である。

なお、補助割合は、1/2とする。

突合リストの作成の流れ



後期高齢者医療審査会について

後期高齢者医療審査会について

後期高齢者医療審査会会議規則（例）

（招集）

第1条 審査会は、会長（その職務を代理する者を含む。以下同じ。）が招集する。

（議長）

第2条 審査会の議長は、会長があたる。

（開会及び閉会）

第3条 議長は、審査会の開会、閉会を宣告し、議事を整理する。

（発言）

第4条 出席者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。二人以上同時に発言を求めるときは、議長はそのうちの一人を指定して発言させなければならない。この場合、出席者は発言の前後について異議を申し立てることはできない。

第5条 当事者、利害関係人、参考人または関係行政機関の職員が発言を求めたときは、会長は直ちにこれを許可しなければならない。ただし、そのために他の者の発言を中止させることはできない。

第6条 議題に関係のない発言を許可することはできない。

2 議長は、発言が冗長であり、又は不必要であると認められるときは、これを制止することができる。

（退席の要求）

第7条 議長は委員以外の者の発言が十分述べられたと認められるときは、これらの者に対して退席を求めることができる。

（裁決）

第8条 議長は、委員の討論の論旨がつきたと認められて裁決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後、委員は、その議題について発言することができない。

第9条 委員が可否を表明する方法は挙手をもってこれをする。ただし、議長が必要と認める場合は、他の方法を用いることができる。

(裁決結果の宣告)

第10条 裁決の結果は、議長がこれを会議に宣告しなければならない。

(動議等の裁決)

第11条 動議は、審査請求人の請求の趣旨に最も遠いと認めるものから順次裁決しなければならない。

(欠席)

第12条 委員は、招集に応ずることができず、又は招集に迫う応じたが会議に出席することができないときは、その事由を議長に届けなければならない。

2 前項の届出があつたときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(除斥)

第13条 委員は次の各号に該当する場合には、その議題について除斥される。

- (1) 委員が審査請求人であるとき。
- (2) 委員が審査請求人の親族であるとき。
- (3) 委員が審査請求人の代理人であるとき。

(会議及び会議録)

第14条 審査会の会議を開会したときは、会議録を調整して、議長の指名した出席委員2名がこれに記名押印しなければならない。

2 会議は原則として公開しない。

(委任)

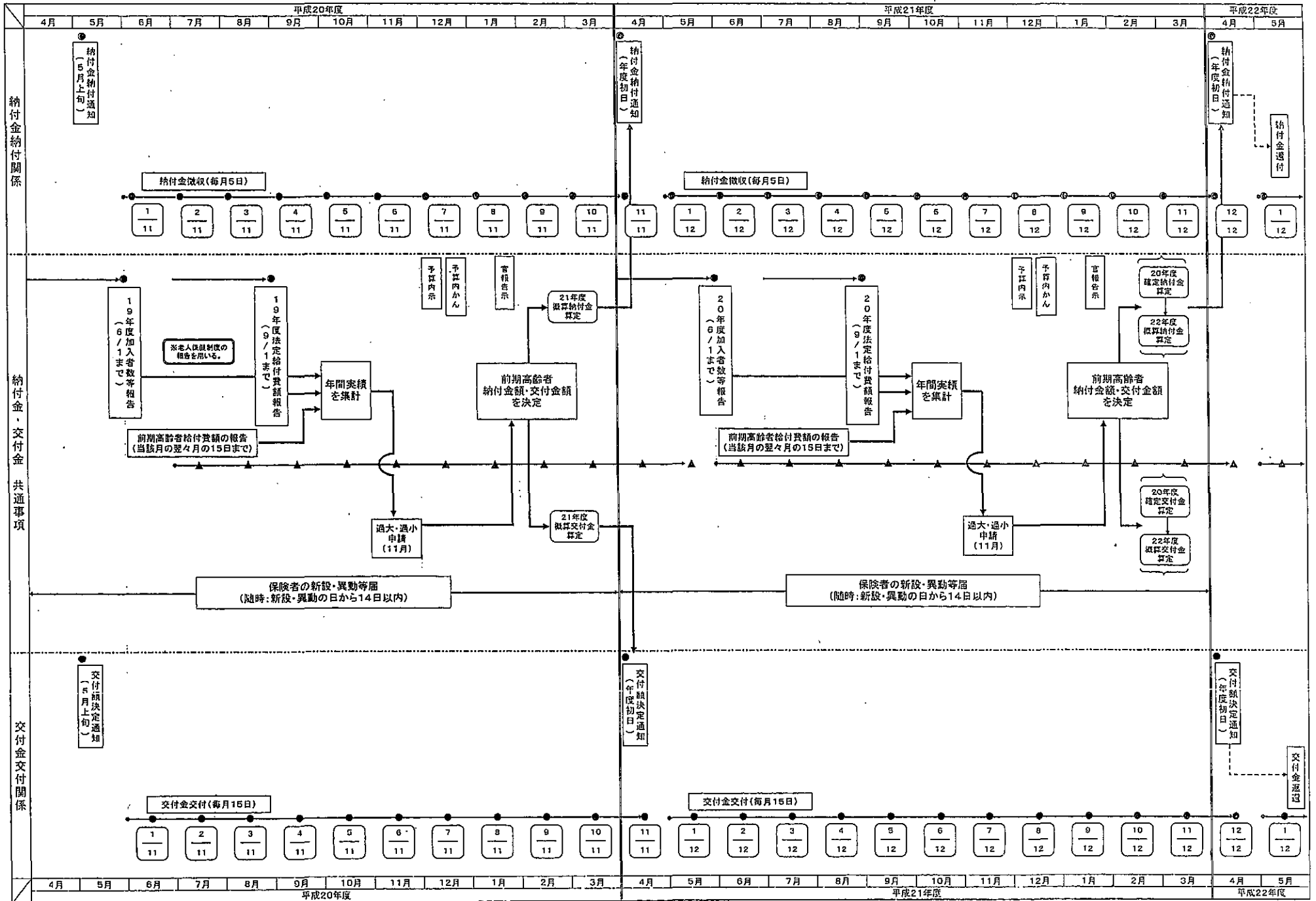
第15条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

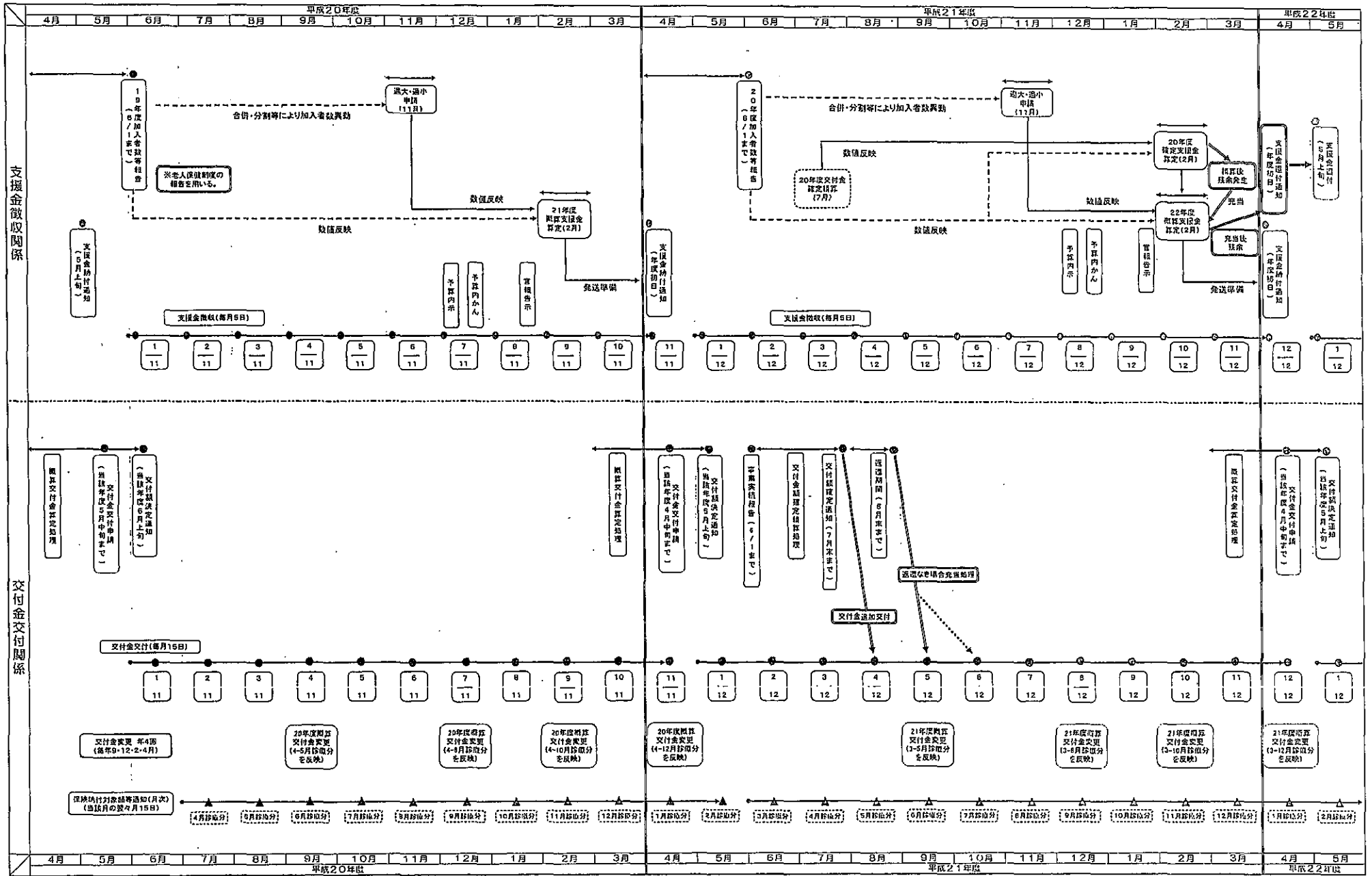
この規則は、平成20年 月 日から施行する。

**前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金
に係るスケジュール等について**

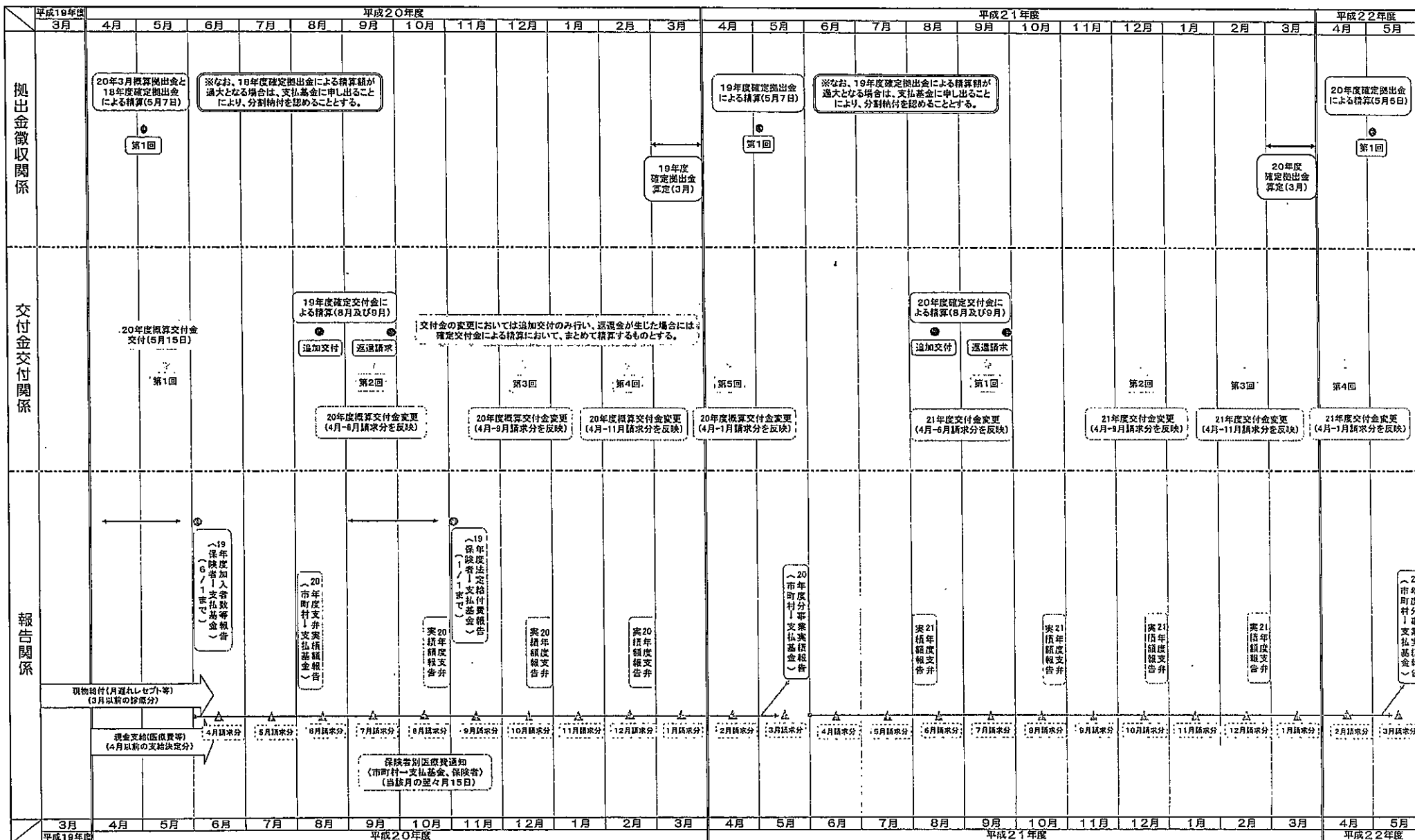
前期高齢者の財政調整制度 前期高齢者納付金等及び前期高齢者交付金の業務処理の流れ(案)



後期高齢者医療制度 後期高齢者支援金等・交付金の業務処理の流れ(案)



老人保健拠出金制度 拠出金及び交付金の業務処理の流れ (案)



平成20年度以降の老人保健拠出金の徴収事務の流れについて

市町村の特別会計の終了 ↓

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
診療・請求		3月以前に診療 △	月遅れレセプト			今後、検討
保険者別医療費通知		請求月の翌々月の15日までに報告	20'4月～3月分医療費通知	21'4月～3月分医療費通知		
医療費拠出金	概算	19年度分	20年度分 (20年3月分)	概算拠出金の徴収は行わない。		
	確定 (実績)	17年度分	18年度分	19年度分	20年度分 (20年3月分精算と月遅れレセプト)	21年度分 (月遅れレセプト)
事務費拠出金 (審査・支払)		19年度分	20年3月分	21年度分 (月遅れレセプト)	22年度分 (月遅れレセプト)	23年度分 (月遅れレセプト)
事務費拠出金 (老人保健関係業務)		19年度分	20年度分	21年度分	22年度分	23年度年度分

※ 平成20年度以降は、4月に賦課を行い翌月5日を納付期限とする、1期のみで徴収を行うこととする。

※ 平成19年度及び平成20年度に賦課される精算額が過大となる場合は、支払基金に申し出ることにより、分割納付を認めることとする。

平成20年度における国庫負担金等の交付時期について(案)

年月	広域連合向け								都道府県向け
	国:定率負担		調整交付金 (普通調整交付金・特別調整交付金)	高額公費負担 (※1)	特別高額医療費 共同事業補助	不均一 保険料助成	健康診査補助	医療費 適正化補助	財政安定化基金負担
	交付日	交付割合							
20年3月									
4月									
5月	1日	1/11×2.0							
6月	1日	1/11×1.5		15日(※2)					
7月	1日	1/11×1.5							
8月	1日	1/11×1.0							
9月	1日	1/11×1.0					15日	15日	
10月	1日	1/11×0.75	15日(普調:概算額の約1/2)	15日(4~6月分)	15日		15日(2/3)		
11月	1日	1/11×0.75							
12月	1日	1/11×0.5							
21年1月	1日	1/11×0.5	15日(特調:影響が大きい 広域連合に概算額を交付)						
2月	1日	1/11×0.5		15日(7~12月分)					
3月	1日	1/11×1.0			15日	15日	15日(1/3)		
4月			1日(前年度分:普調・特調の精算)						

※1 実績に応じて交付することとする。また、翌年度の6月に実績報告を受け、12月に前年度の精算を行うこととする。

※2 平成20年度は6月時点において、実績が集計できていないため、6月の交付は行わないこととする。

広域連合電算処理標準システム について

広域連合電算処理システムについて

1 保険料凍結対応について

標準システムにおける保険料の凍結対応について、詳細な仕様(別添(案)参照)をヘルプデスク上に掲載。

なお、市区町村に対して提供する保険料情報については、インターフェース形式は変更せず、凍結対象者及びそれ以外の者にファイル分割のみを行う。

2 システム仕様書について

- ① 第3.1版として、第3.0版配布以降の訂正・補足等を2月上旬に提示する予定。
- ② 第3.1版以降に決定した仕様等は、必要に応じてWebサイト等により連絡予定。

3 標準システム(ソフト)について

- ① Ver3.1 : 2/26 郵送予定・・Ver3.0の制限事項対応
(異動者に係る負担区分判定 他)
注:ただし、負担区分判定に係るバッチ処理の一部等については、2/20頃にWebサイトにより一部先行してお示しする予定
- ② K01-00 : 3/27 郵送予定・・被用者保険被扶養者突合処理(支払基金から送付されるデータとの突合)、滞納者一覧等
- ③ K01-01 決定保険料の端数計算方法変更、給付制限、特別療養費に係る機能、統計機能等
保険料凍結対応(確定賦課、異動賦課等)
- ④ K01-02 以降 給付サブシステム等の補完機能、高額介護合算療養費支給申請書受付等

※上記以外に、エンハンス事項として窓口端末等のVistaへの対応等を計画中。また、被保険者証の外国人生年月日を和暦で出力するための対応を2月中旬に実施予定。

(案)

平成20年度保険料特別措置（凍結等）に係る
後期高齢者医療広域連合電算処理システムの対応について

平成20年2月6日

平成19年11月13日付けで厚生労働省より事務連絡のありました「平成20年度における保険料賦課・徴収に係る事務処理（案）について」を受け、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）の対応についてご連絡致します。

—記—

1. 被用者保険の被扶養者であった者に係る平成20年度の保険料特別措置（凍結等）の対応策について

標準システムでの主な機能の追加・変更は、以下の通りです。

- ・ 被用者保険の被扶養者であることが確定できた被保険者については、平成20年4月から9月までの間は保険料を賦課せず、また平成20年10月から平成21年3月までは本来の保険料の9割を軽減する。
 - ・ 被用者保険の被扶養者であることの把握は、確定賦課、異動賦課については、支払基金より送付される被用者保険の被扶養者情報と被保険者台帳との突合により行う。
- ※ 機能概要については別紙1「保険料特別措置（凍結等）についての対応概要」を参照して下さい。

2. 主な変更点及び注意事項

(1) 平成20年度仮算定処理について

「平成20年度仮算定処理」について、処理結果として出力される保険料情報ファイルに対し、

- ① 「国民健康保険（国民健康保険組合を含む）と想定される対象者（特別徴収候補）」
- ② 「上記以外の者」

の2つのファイルに分割する。（Ver1.3にて対応済）

（本仕様については、今後変更予定はありません。）

- ※ 1. 被用者保険の被扶養者であることの確定が平成20年4月以降となることから、上記②のファイルに収録されている者について、保険料特別措置（凍結等）の対象者であるかどうかの判断が仮算定時にはできません。したがって、上記②のファイルに収録されている者を特別徴収対象者から除くこととしています（第1回目の台帳創生時以降に被用者保険の被扶養者となった方については、仮算定の時期には把握できませんので、還付などが生じる可能性があります）。